

○宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱

平成31年3月25日

要綱第7号

改正 令和元年6月1日要綱第25号

令和3年3月1日要綱第56号

令和4年3月22日要綱第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの居場所づくり又は子どもが多世代と集いふれあう居場所づくり及び子どもの成長を地域で見守る体制を整備するため、子ども食堂等を開設及び運営しようとする団体に対し、予算の範囲内において、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 原則として市内に在住する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 子ども食堂 子どもの孤食を減らし、子どもの地域における居場所づくりと子どもの成長を地域で見守る体制整備を目的に、食事の提供等を行う施設をいう。
- (3) 多世代交流食堂 子どもが多世代と集いふれあいながら、子どもの地域における居場所づくりと子どもの成長を地域で見守る体制整備を目的に、食事の提供等を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体とする。

- (1) 子ども食堂又は多世代交流食堂（以下「子ども食堂等」という。）を1年以上継続して運営する意思及び能力を有すると認められること。

- (2) 市内に活動拠点を有し、団体又はその構成員において地域活動又は子育て支援に関する活動実績があること。
- (3) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- (4) 政治的又は宗教的な活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 本市の市税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない団体、同条第6号に規定する暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子ども食堂等を開設し、及び運営する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で子ども食堂等を開設し、及び運営するものであること。
- (2) 次に掲げる者を対象として、調理した食事の提供を行うとともに、相談支援その他交流の場の提供を行うこと。
 - ア 子ども食堂 子ども及びその同伴する保護者等（以下「子ども等」という。）
 - イ 多世代交流食堂 子ども等、高齢者等
- (3) 子ども食堂等を原則として補助金交付申請日の属する月から3月までの月数に2分の1を乗じた回数（ただし、算出した回数に1回未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、当該回数が0回の場合は、1回とする。）以上開催すること。
- (4) 1回当たり10食以上の食事を提供できる体制であること。

2 補助対象者は、前項の補助対象事業を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 子ども食堂等の利用者は、原則として子ども等、高齢者等とすること。
- (2) 子ども食堂等を利用する者に参加登録をさせること。

(3) 食事の提供に当たっては、公共施設、民間施設等の地域の理解が得られる場所を利用するとともに、子ども等、高齢者等の利便性及び安全性の確保に努めること。

(4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令を遵守するとともに、食品衛生責任者を配置し、食の安全・安心の確保に努めること。

(5) 子ども食堂等運営中の事故等に備えて、傷害保険、生産物損害賠償保険等に加入すること。

(6) 営利（利用者からの食材等の実費相当額の徴収を除く。）を目的としないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体の規約等、構成員の名簿及び活動実績が分かる資料

(4) 市税に滞納がないことを証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金を交付することが不相当と認めるときはその理由を付して、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、速やかに不交付の決定を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ宇和島市子ども食堂運営事業等変更承認申請書(様式第6号)に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 補助対象経費の20%を超える増減
- (3) 事業内容の重要な変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、宇和島市子ども食堂運営事業等変更承認通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市子ども食堂運営事業等中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、宇和島市子ども食堂運営事業等中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第11号)

- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金額確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金精算払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第13条 補助事業者は、規則第9条第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金概算払請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力）

第15条 補助事業者は、子育て支援その他市が実施する福祉施策に可能な限り協力するものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(遂行状況の報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況について補助業者に報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において既に子ども食堂等を開設している場合については、令和3年3月31日までに限り、開設経費に係る補助金の交付対象とする。

附 則 (令和元年6月1日要綱第25号)

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

附 則 (令和3年3月1日要綱第56号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年3月22日要綱第32号)

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
開設経費	子ども食堂等を開設するために必要な備品の購入費又はリース料、消耗品費、修繕費、工事請負費、施設の使用料又は賃借料その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の4分の3以内	20万円
運営経費	子ども食堂等の運営に直接必要な人件費、食材費、消耗品費、光熱水費、使用料、広告料、印刷製本費、保険料、報償費その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の3分の2以内	15万円と当該年度における子ども食堂等の開催回数に1万円を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額

備考

- 1 開設経費に係る補助金の交付は、1施設につき1回限りとする。
- 2 開設経費に係る補助金の交付は、当該補助金の交付決定を受けた年度中に子ども食堂等を開設する予定のものに限り対象とする。ただし、令和4年3月31日までに開設している場合は、この限りでない。
- 3 運営経費に係る補助金の交付は、1施設につき1年度当たり1回とする。
- 4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第6条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付申請書

年 月 日

宇和島市長 様

所在地
名称
代表者氏名

宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり
宇和島市子ども食堂運営事業等補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 2 補助対象経費の額 _____ 円
- 3 補助金交付申請額 _____ 円
- 4 補助事業の着手・完了予定年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 団体の規約等、構成員の名簿及び活動実績が分かる資料
 - (4) 市税に未納がないことを証明する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 名称

2 開設場所

3 開設（予定）日 年 月 日

4 事業内容

【取組の概要】

【主な食事内容とその提供体制】

【運営体制（安全衛生確保）】

【子どもの居場所づくりの取組】

（地域の多世代交流や子どもの生活・学習習慣の醸成など）

【料金体系】

子ども 円 大人 円

5 開催内容（予定）

【開催回数】

週・月 回（ ）

その他（ ）

年間合計 回

【開催時間】 時 ～ 時

6 食事提供数（予定）

開催1回当たり 子ども 食・大人 食

年間合計 子ども 食・大人 食

様式第3号（第6条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	予算額（円）	摘要
計		

2 支出の部

区分	予算額（円）	摘要
計		

※摘要欄に積算根拠及び「開設経費」「運営経費」の別を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長 閣

年 月 日付けで申請のあった宇和島市子ども食堂運営事業等補助金について、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 2 交付決定年度 年度
- 3 補助金交付決定額 _____ 円
- 4 交付条件
 - （1） この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
 - （2） 補助金の額の変更、補助対象経費の20%を超える増減又は事業内容の重要な変更をしようとするときは、市長の承認を受けること。
 - （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - （4） 補助事業完了後30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
 - （5） この補助事業については、市長及び監査委員が監査することがある。
 - （6） 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
 - （7） （6）により取り消し、又は変更した場合は、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第5号（第7条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長 印

年 月 日付けで申請のあった宇和島市子ども食堂運営事業等補助金については、下記の理由により不交付決定いたしましたので、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 2 不交付となった理由

様式第6号（第8条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等変更承認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった宇和島市子ども食堂運営事業等について、下記の理由により変更したいので、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 2 補助対象経費の額 _____ 円
- 3 補助金交付申請額 _____ 円
- 4 補助事業の着手・完了予定年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 5 変更理由
- 6 添付書類（変更があったものに限る。）
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 団体の規約等、構成員の名簿及び活動実績が分かる資料
 - (4) 市税に未納がないことを証明する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長 閣

年 月 日付けで変更承認の申請があった宇和島市子ども食堂運営事業等については、下記のとおり承認することに決定したので、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 2 交付決定年度 年度
- 3 変更後の補助金交付決定額 _____ 円
- 4 承認の内容
- 5 交付条件
 - (1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
 - (2) 補助金の額の変更、補助対象経費の20%を超える増減又は事業内容の重要な変更をしようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業完了後30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
 - (5) この補助事業については、市長及び監査委員が監査することがある。
 - (6) 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
 - (7) (6)により取り消し、又は変更した場合は、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第8号（第9条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった宇和島市子ども食堂運営事業等について、下記の理由により中止（廃止）したいので、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 2 補助対象経費の額 _____ 円
- 3 補助金交付決定額 _____ 円
- 4 中止（廃止）理由
- 5 補助事業の中止期間又は廃止年月日
(中止) 年 月 日 ～ 年 月 日
(廃止) 年 月 日

様式第9号（第9条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等中止（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長 印

年 月 日付けで中止（廃止）の承認申請があった宇和島市子ども食堂運営事業等については、下記のとおり承認することに決定したので、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 2 交付決定年度 年度
- 3 中止（廃止）の内容

様式第10号（第10条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等補助金実績報告書

年 月 日

宇和島市長 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった宇和島市子ども食堂運営事業等が完了したので、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 2 補助対象経費の額 _____ 円
- 3 補助金の額 _____ 円
- 4 交付決定年月日及び番号 年 月 日
第 号
- 5 補助事業の着手・完了年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 事業報告書（様式第11号）
 - (2) 収支決算書（様式第12号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第10条関係）

事業報告書

1 名称

2 開設場所

3 開設日 年 月 日

4 事業内容

【取組の概要】

【主な食事内容とその提供体制】

【運営体制（安全衛生確保）】

【子どもの居場所づくりの取組】

（地域の多世代交流や子どもの生活・学習習慣の醸成など）

【料金体系】

子ども 円 大人 円

5 開催内容

【開催回数】

週・月 回（ ）

その他（ ）

年間合計 回

【開催時間】 時 ～ 時

6 食事提供数

開催1回当たり 子ども 食・大人 食

年間合計 子ども 食・大人 食

様式第12号（第10条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	差引増減額 (円)	摘要
計				

2 支出の部

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	差引増減額 (円)	摘要
計				

※摘要欄に積算根拠及び「開設経費」「運営経費」の別を記入してください。

様式第13号（第11条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった宇和島市子ども食堂運営事業等について、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 2 交付決定年度 年度
- 3 補助金交付確定額 _____ 円

様式第14号（第12条関係）

宇和島市子ども食堂運営事業等補助金精算払請求書

年 月 日

宇和島市長 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった宇和島市子ども食堂運営事業等補助金について、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金（ 経費補助）
- 補助金交付決定額 _____ 円
- 既概算払額 _____ 円
- 今回請求額 _____ 円
- 振込先
金融機関名
支店・支所名
預金種別
口座番号
口座名義人（ふりがな）

様式第15号(第13条関係)

宇和島市子ども食堂運営事業等補助金概算払請求書

年 月 日

宇和島市長 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった宇和島市子ども食堂運営事業等補助金について、宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 補助事業の名称 宇和島市子ども食堂運営事業等補助金 (経費補助)
- 補助金交付決定額 _____ 円
- 既概算払額 _____ 円
- 今回請求額 _____ 円
- 概算払を必要とする理由
- 振込先
金融機関名
支店・支所名
預金種別
口座番号
口座名義人 (ふりがな)